12の７第４項」と、「第42条の12の７第５項」を「令和７年旧措置法第42条の12の７第５項」と、「第42条の12の７第６項」を「第42条の12の６第２項」と、「別表六（二十六）「43」」を「別表六（二十六）「40」」と、「第42条の12の７第７項」を「第42条の12の６第３項」と、「第42条の12の６第４項」と、「第42条の12の７第10項」を「第42条の12の６第６項」と、「第42条の12の７第11項」を「第42条の12の６第７項」と改め、同表生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える。

再資源化事業等高度化設備の特別償却	第44条の６第１項（償却費）	00724	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00725	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項を次のように改める。

特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第３項の表の第１号（償却費）	00670	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第１号）	00671	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第45条第３項の表の第２号（償却費）	00573	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第２号）	00574	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第45条第３項の表の第３号（償却費）	00560	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第３号）	00561	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項を削り、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「当該金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額」を「から同表「11」の欄の金額を控除した金額」に改め、同表対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項の次に次のように加える。

特許権等の譲渡等による所得の課税の特例	第59条の３第１項	00726	法規別表十（五）「12」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十三）「9」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十三）「43の計」」を「別表十二（十三）「42の計」」に改め、同表収用換地等の場合の所得の特別控除の項中「別表十（五）「22」」を「別表十（六）「22」」に改め、同表特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「別表十（五）「37」」を「別表十（六）「37」」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「別表十（五）「42」」を「別表十（六）「42」」に改め、同表農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「別表十（五）「47」」を「別表十（六）「47」」に改め、同表特定の長期所有土地等の所得の特別控除の項中「別表十（五）「52」」を「別表十（六）「52」」に改め、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「別表十（七）「27」」を「別表十（八）「27」」に改め、同表特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項中「別表十（七）「31の計」」を「別表十（八）「31の計」」に改め、同表特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の項中「別表十（六）「12」」を「別表十（七）「12」」と、「別表十（六）「13」」を「別表十（七）「13」」に改め、同表社会保険診療報酬の所得の計算の特例の項中「別表十（七）「６」」を「別表十（八）「６」」に改め、同表農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の項中「別表十（七）「22」」を「別表十（八）「22」」に改め、同表特定目的会社に係る課税の特例の項中「別表十（八）「13」」を「別表十（九）「13」」に改め、同表投資法人に係る課税の特例の項中「別表十（九）「11」」を「別表十（十）「11」」に改め、同表特定目的信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十（十）「16」」を「別表十（十一）「16」」に改め、同表特定投資信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十（十）「33」」を「別表十（十一）「33」」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十一号を同条第二十号とする部分を除く。）及び別記様式の記載要領第四号の表生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第一号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第三十九条に規定する経過事業年度（以下この項において「経過事業年度」という。）を除く。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3　新規則第二条第二十一号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表再資源化事業等高度化設備の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。